

○橋本市老人医療費の支給に関する条例

平成18年3月1日

条例第144号

改正 平成20年3月31日条例第17号

平成23年12月12日条例第34号

平成26年3月31日条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、高齢者の保健の向上を図るため、高齢者に対して医療費を支給することにより、もって高齢者の心身の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「高齢者」とは、67歳の誕生日の属する月の前月を経過し、かつ、70歳の誕生日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日を経過していない者であつて、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者である者をいう。

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(対象者)

第3条 この条例により、医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する高齢者で、規則で定める要件に該当するときは、その年の8月から翌年7月まで(新たに対象となった場合にあつてはそのときから次の7月までとし、対象とならなくなった場合にあつては対象とならなくなった月まで)の間、当該高齢者を対象者とする。

(医療費の範囲)

第4条 この条例により支給する医療費は、医療保険各法その他法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用のうち対象者が負担する額(以下「自己負担医療費」という。)から医療保険各法の規定に基づき、70歳の誕生日の属す

る月の翌月に到達した者が負担する金額に相当する額を控除した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による保険者の規約又は定款等により付加給付を受ける定めがある場合、他の法令等により医療費の給付を受けたときは当該医療費の額からその額を除くものとする。

(医療費支給の申請)

第5条 医療費の支給を受けようとするときは、受給者又はその属する世帯主が老人医療費支給申請書に領収書又は診療費明細書を添えて市長に申請しなければならない。

(医療費支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請によりその内容を審査し、適正と認めたときは、支給額を決定し申請者に支給する。

(支給金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、この条例による医療費の支給をした場合において、その受給事由が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その者から損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の橋本市老人医療費の支給に関する条例(昭和48年橋本市条例第10号)又は高野口町老人医療費の支給に関する条例(昭和52年高野口町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日条例第17号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月12日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市老人医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月31日条例第48号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の橋本市老人医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

○橋本市老人医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月1日

規則第106号

改正 平成20年3月31日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、橋本市老人医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第144号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 条例第3条に規定する対象者の資格要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療の給付を受けることができないとき。
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないとき。
 - (3) 高齢者及びその者と同一の世帯に属する者(以下これらを「世帯員」という。)が市民税を課されていないとき。
 - (4) 世帯員の前年の収入金額の合計額が100万円(世帯員の数が2人以上である場合にあつては、100万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき40万円を加算した金額)を超えないとき。
 - (5) 高齢者の金融資産が350万円を超えないとき、かつ、世帯員の金融資産の合計額が350万円に世帯員の数を乗じて得た額を超えないとき。
 - (6) 世帯員が活用できる資産を有していないとき。
 - (7) 高齢者が、その者と同一の世帯に属する者以外の者から扶養を受けていないとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める要件のうち、同項第3号から第7号までに該当しない場合であつて、次に掲げる特別な事情により当該高齢者が条例第4条に規定する自己負担医療費を負担することが困難であると市長が特に認めたときは、当該高齢者を対象者とすることができる。
- (1) 高齢者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計中心者」という。)が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
 - (2) 生計中心者が死亡したとき又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
 - (3) 生計中心者の収入が、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく

減少したとき。

- (4) 生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

(受給資格申請)

第3条 条例第3条の規定に該当する者で受給資格の認定を受けようとするものは、老人医療費受給者証交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(受給者証の交付)

第4条 市長は、前条の申請を受け、それを審査し、相当と認めるときは、老人医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付する。

- 2 受給者証の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までとし、毎年度更新するものとする。ただし、年度の途中で受給資格を取得するものにあつては、受給者証の発行する月の始めからとする。

(受給者証の再交付申請)

第5条 受給資格者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、様式第1号に基づき、受給者証の再交付を市長に申請しなければならない。

(受給者証の返還)

第6条 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、受給者証を市長に返還しなければならない。

(支給の申請)

第7条 条例第5条に規定する申請は、老人医療費支給申請書(様式第3号)によるものとし、申請書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 医療保険に係る被保険者又は組合員証
- (2) 受給者証
- (3) 医療機関等において発行する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(届出の義務)

第8条 受給資格者として登録された者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の橋本市老人医療費の支給に関する条例施行規則(昭和57年橋本市規則第22号)又は高野口町老人医療費の支給に関する条例施行規則(昭和52年高野口町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月31日規則第29号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)



(表)

老人医療費受給者証交付申請書

年 月 日

橋本市長 様

申請者 住 所
氏 名

次のとおり老人医療費受給者証の交付を申請します。

受 給 者	フリガナ 氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日生				
世 帯 員	氏 名		生年月日		続柄	
	氏 名		生年月日		続柄	
	氏 名		生年月日		続柄	
	氏 名		生年月日		続柄	
	氏 名		生年月日		続柄	
加入医療保 険の種類	保険 ()	記 号	番 号			
申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 経済的に低位にある <input type="checkbox"/> 特別な事情 具体的に記入してください。 []					

本申請に虚偽があった場合は、橋本市老人医療費受給資格を取り消されても異議はありません。

その場合は、補助を受けた医療費等は全額返還いたします。

年 月 日

橋本市長 様

申請者住所
氏名



(裏)
収 入 等 申 告 書

次のとおり私の世帯の収入等を申告します。

1 世帯の収入状況

氏 名	収 入 の 種 類	収 入 年 額
		円
		円
		円

2 世帯の金融資産状況

預 貯 金	<input type="checkbox"/> 有	名 義	預 け 入 れ 先	預 け 入 れ 金 額
			〔 支 店 〕	円
	<input type="checkbox"/> 無		〔 支 店 〕	円
			〔 支 店 〕	円
国 債・ 株 式 等	<input type="checkbox"/> 有	名 義	種 類	額 面 金 額
				円
	<input type="checkbox"/> 無			円
そ の 他 の 金 融 資 産	<input type="checkbox"/> 有	名 義	種 類	金 額
				円
	<input type="checkbox"/> 無			円

3 世帯その他の資産所有状況

- 自分が住んでいる土地・家屋を所有している。
その他の不動産等〔動産を含む。〕を所有している。

名 義	種 類	面 積	所 在 地	活 用 状 況

所有していない

4 申請者の扶養状況

- (1) 他の世帯に属する方の所得税又は個人市町村民税の扶養控除において、
扶養親族となっている。
扶養親族となっていない。
- (2) 他の世帯に属する方が被保険者となっている健康保険などの医療保険において、
被扶養者となっている。
被扶養者となっていない。

様式第2号(第4条関係)

(表)

㊦ 老人医療費受給者証

負担者番号	4	1	3	0	0	0	3	9
受給者番号								
受給者	居住地							
	氏名							
	生年月日	年	月	日	男・女			
一部負担金の割合	割	適用区分						
有効期間	年		月	日から				
	年		月	日まで				
発行機関名及び印	和歌山県		橋本市長		㊦			
交付年月日	年	月	日					

他府県では使用できません。

(裏)

注 意 事 項

- 1 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 2 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を橋本市長に返してください。
- 3 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて橋本市長にその旨を届け出てください。
- 4 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、橋本市長にその旨届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 6 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに橋本市長に返してください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

他府県では使用できません。

様式第3号(第7条関係)

		金融機関名	支店名	口座番号	
(件 日)					
支給内容	費用額	本人支払額	高付加給付額	自己負担額	支給決定額
	円	円	円	円	円
				円	

老人医療費支給申請書					
診療を受けた者の氏名				生年月日	年 月 日
診療を受けた月	年 月分		申請人との続柄		
受給者番号	Ⓢ				
保険の種類		記号		番号	
診療を受けた病院・診療所・薬局等の名称及び所在地			名称	別 紙	
			所在地	別 紙	
備考	入院・入院外・歯科・調剤・コルセット・他()				
<p>上記のとおり診療を受けたので、橋本市老人医療費の支給に関する条例第5条の規定により申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">.....</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">..... ㊟</p>					
橋本市長 様					

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第7条関係)